

滋賀県人権施策推進審議会第10期第4回会議 概要

日時：令和3年2月3日（水）10:00～12:00

場所：滋賀県庁北新館5階 5-B会議室

1 出席委員（五十音順、敬称略）

大河原佳子、鍵本里奈、木村登代美、坂元茂樹、末松史彦、樽井康彦、徳重隆治、西川真美子、薬師寺公夫

2 議題

令和3年度人権に関する県民意識調査について

3 その他（報告事項）

新型コロナウイルス感染症に関する人権侵害等にかかる啓発・相談等の状況について

4 議事

◎ 開会

◎ 滋賀県総合企画部理事員（人権・同和担当）あいさつ

◎ 委員紹介および事務局の紹介

◎ 出席委員の確認

13名中9名出席

（うち4名（大河原委員、鍵本委員、坂元委員、西川委員）はWeb会議アプリケーション「Zoom」利用によるオンライン出席）

◎ 資料の確認

議題 令和3年度人権に関する県民意識調査について

（1）第10期第3回会議での意見を踏まえた調査概要（案）および設問項目（案）の修正等について

（2）調査票（案）について

<資料1-1～7、資料2および参考資料に基づき、事務局より説明>

会長

ただ今の説明の中で、事務局より3つの問題が提示された。1つ目は性別欄について、前回の会議ではこれを設けないとして提案されたが、色々な議論があり、今回は調査票の最後

に「男」・「女」・「答えたくない」の3つの選択肢による性別欄を設ける形で提案されている。

また、調査方法について、前回の会議では翻訳対象言語にスペイン語を含め、英語を外すという話であったが、前回の調査では英語の調査票での回答があったのに対し、スペイン語では回答がなかったことも踏まえ、翻訳予算の問題も考慮して、英語を対象を含め、代わりにスペイン語を外すとして提案がされている。

さらに、質問数については、前は大体23問から30問程度ということであったが、今回の案では27問、小問を入れると30問を超えているため、この点についても併せて意見をいただきたいということである。

なお、事務局説明の最後にあったとおり、本日の会議では質問内容の一言一句まで固めるということではなく、次回の会議で内容を確定することとなるため、本日は大きな方針等に関するご意見をいただき、また事務局で検討いただくということに止めたいと考えているが、いかがか。

委員

翻訳対象言語について、前回調査では回答がなかったこと、また予算の問題からスペイン語を対象から外すということであるが、ポルトガル語とスペイン語はよく似てはいるものの、「大体分かるだろう」と思ってスペイン語圏の方にポルトガル語の文書を送ると、やはり少し違いがあり、私自身、配慮が足りなかったと反省することがある。その辺りの問題はどうか考えるか。スペイン語を完全に削除するということでよいのか。

会長

ただ今のご意見について、事務局から何か回答できることはあるか。

事務局

ご意見は承るが、翻訳対象言語は5か国語という予算の枠の中で考えており、スペイン語以外の言語も当然ある中、対象言語の取捨選択として、上位の5言語を基本に選択しているところである。スペイン語ではなく他の言語を外すといったご意見があれば理由も含めてお聞かせいただきたいが、もう1言語増やして6言語とすることはできないため、ご理解いただきたい。

会長

6言語とするのは予算上難しいという事情の中で対象言語を選択したいという、大枠の部分はご理解いただけるか。その上で、もしもこの言語よりもスペイン語を、ということであれば、この場で対象を決定できなくても構わないので、何かご意見はあるか。

委員

ベトナム国籍の人が増加しているということは実際にあると思うが、スペイン語圏の人の人数を全て合わせるとどの言語が上位となるのかとも思うので、事務局で調べて教えていただければありがたい。

会長

人数を含めた情報を正確にした上で対象を判断するというので、本日はお預かりしてもよいか。

委員

それで構わない。

会長

それでは、翻訳対象言語について他にご意見はあるか。性別欄等、他の問題についてもいかがか。

委員

問題数については、後でまた意見が出てくるとも思うが、私はこれでもよいと思う。

性別欄について、フェイスシートの最初に「答えたくない」という選択肢を含んだ質問があると、年齢でも地域でも「答えたくない」と回答したくなる気持ちが生まれるのではないか。そうした観点から、最初に「答えたくない」という選択肢を含む質問があるのはどうかという思いがある。

会長

性別欄については事務局でも色々調べてもらったが、確か他県の調査でも、「答えたくない」という表現が使われている例があるのではなかったか。

事務局

他県の調査では、「答えたくない」や「その他」という選択肢が設けられているケースがある。他にも「選択しない」という選択肢が設けられているケースや、「その他」の選択肢の後に括弧を付けておき、そこに自由記述で書いてもらうケース、また性別欄を完全な自由記述としているケース等、ここ3年以内程度に実施されている調査では、様々な配慮がされている状況である。

会長

今、気にされているのは、最初の性別に関する質問に「答えたくない」という選択肢があ

ると、後の年齢や地域に関する問いにも「答えたくない」という選択肢を設けるということにつながるのではないかということであると思われるが、その点はどうか。

事務局

ただ今のご意見については、事務局内でももう一度相談したいと考えているが、そうした問題があるということであれば、性別を尋ねる質問をフェイスシートの最後に置くという方法もあるかと思われる。ご意見を踏まえて、また検討させていただきたい。

会長

今回、性別欄を再度設けることとしたのは、質問中に男女共同参画の問題に関するものが含まれており、経年比較の観点からも、今回の調査で性別欄をなくすということはもう少し考える必要があるのではないかと、というのが主な理由である。

ただ、性別欄をどのような形で設けるかということは確かに難しく、他県の事例も参考とはしたものの、どういったやり方がよいのかを含めて再検討するというところでいかがか。

委員

「あなたの性別は」という質問については、属性の集合としては「あなたの年齢は」、「お住まいの地域は」および「あなたの現在のお仕事は」という質問よりも範囲が広いと、フェイスシートの最後ではなく最初に置いた方がよいと思われるが、最終的には他の自治体の事例も見ながら判断いただければと思う。

会長

ご意見をいただき感謝する。この問題について、他にも何かご意見はあるか。

それでは、皆様のご意見を参考とし、性別欄の位置や表現をどのようにするかということを含めて、事務局でもう少し検討いただくということによろしいか。

事務局

今、いただいたご意見を参考として、再度事務局で案を検討させていただく。

会長

それでは、この件は一旦事務局で引き取っていただく。

もう一点、質問数については、調査票の全体を見てからもう一度検討するということになるとも思われるので、資料1-3や4を参考として、先に具体的な質問内容の検討に入っていくということによろしいか。

まず、最初の「人権についての考え方」の問1から問3について、問1および2は経年変化を見る質問ということで、従来から継続して設けているものということであるが、問3は

新規の質問で、法律や条例についての認知度を聞くということである。この3問についてご意見はあるか。

特にないようなので、細かい文言等で「やはりこの点は」といったご意見があれば、後で事務局にお寄せいただければと思う。

次の「自分が人権侵害を受けた経験および対応」および「人権侵害を見聞きした経験および対応」については、先程事務局から説明があったとおり、文言の追加や修正を行ったということであるが、相談先としてさらに追加すべきものなどがあればご意見をいただきたいと思うが、いかがか。

特になければ、「人権の個別分野ごとの課題」について、まず問6から問9までは女性、子ども、高齢者、障害者に関する質問が続くが、ここまでは従来どおりの質問ということではよかったか。

事務局

その通りである。

会長

これらの質問について、何か追加等が必要であるといったご意見はないか。

委員

問6の選択肢の9の「売買春、ストーカー行為」について、「売買春」という文言には少し違和感がある。もう少し他の表現はないのか。通常、こうした意識調査の中に「売買春」といった文言は出てくるものなのか。

会長

この文言そのものではないが、例えば児童の権利条約の児童の売買等に関する議定書の中には「児童の売買」や「児童の買春」といった表現、また女子差別撤廃条約には「売春からの搾取」といった表現があったと思われる。

委員

他にも、問7の5に「成績や学歴だけで子どもを判断すること」という選択肢があるが、ここでも「学歴」という文言が使われるものなのかと思った。

会長

こちらも従来の調査から使われてきた文言であるが、今は違和感があるということか。

委員

少し違和感があるかな、というだけのことはあるが。

事務局

従来と同様の表現ということではあるが、現状に照らした場合に適当であるかということとは常に考える必要があるため、ご指摘の点については一度検討させていただきたい。

会長

問6から問9までに関して、何かご意見はないか。

それでは、次の問10の外国人の人権に関する質問であるが、この質問はヘイトスピーチの関連で文言が変わっており、(2)の質問が追加されている。

この部分については、ヘイトスピーチ解消法に関する国会の附帯決議および法務省の説明では、法律に規定されているもの以外の差別的な言動も法律に準じて扱うということになっていたと思うが、この質問でのヘイトスピーチは法律の定義に沿ったものに絞っている、ということか。

事務局

その通りである。前回の会議で法律の定義に沿ったものに絞ると説明させていただいたため、このように修正した。

委員

よく考えて修正いただいたと思うが、注釈の中に「日本以外の特定の国の～」や「日本社会から追い出そうとしたり～」といった説明が全て入っていることについて、もう少し何か、短くするといったことはできないか。「特定の民族や外国籍の人などを地域社会から排斥しようとする不当な差別的言動」ぐらいにしておいてもらった方がよいのではないか。

日本社会から追い出そうとしたり、危害を加えたりといった言い方もどうかと思うが、これはどこから引用した説明なのか。

会長

この説明は法律の条文をそのまま引用したものではないと思われるが、どうであったか。

事務局

この説明については、法務省のヘイトスピーチ解消法に関する解説ページを参照の上、一部の表現を修正して記載したものである。

委員

説明内容そのものが間違っているということではなく、ここにこのような内容の説明を書くのはどうかと思っている。

事務局

この注釈については、必ずしも法務省等の説明と同一の内容でないといけないということではないので、ご意見を踏まえて、違和感がないような説明を事務局で再度検討させていただきたい。

会長

法律の条文であると表現を厳格にする必要があるが、意識調査の中の表現としてはどこまで易しいものとしてできるかということも含め、検討いただきたいと思います。

それでは、次の問11から問13であるが、問11については説明の修正および追加があるということ、また問12は前回の会議において、まさに今続いている特別な問題として、新型コロナウイルス感染症に関する質問を入れるべきであるという議論があったため、新たに追加されたものということである。

また、問13については、問12が追加されたため、少し回答者の受け止め方が変わってくるかもしれないが、従来から設けられている質問ということであるが、これらの3つの質問について、何かご意見はあるか。

委員

問11も欄外にハンセン病に関する注釈があるが、ハンセン病は基本的に行政の隔離政策によって問題が大きくなったものであるため、病気に関する説明は感染力が非常に弱いこと、あとは適切な治療で治る病気であるということぐらいにして、もう少し短くした方がよいのではないかと。

会長

ただ今の点については、何かご意見はあるか。

委員

説明の一部を削除するというのであれば、「末梢神経の麻痺や皮膚の病変などの症状があります」という部分は不要ではないかと思う。

委員

個人的には、隔離政策等の問題があったという説明を含めた方がよいと思う。感染症としての説明だけということであれば、現在は治る病気であるということを含めてもっと短く

してもらった方がよいのではないかと考えている。

会長

正確さと分かりやすさの両方を考えてどのような説明とするか、これは次回の会議で最終的に調整したいと思うが、ただ今のご意見を踏まえて、もう少し検討いただくということではよろしいか。

委員

それで構わない。

委員

「らい予防法」による隔離政策の問題もあるが、この問11は「感染症患者とその家族等に関する事柄で、人権上、特にどのようなことが問題だと思えますか」という内容の質問であり、ハンセン病に関する差別が何によって引き起こされたかということを知っているものではないため、この質問の趣旨とハンセン病に関する説明の関係に留意した上で再考いただければと思う。

会長

ご意見をいただき感謝する。それでは、今ご指摘のあった点も考慮した上で、どのような説明とするかをもう少し考えていただき、次回の会議で再度提案をいただくということではよろしいか。

事務局

そのようにさせていただきます。

会長

それでは、問12についてはいかがか。新型コロナウイルス感染症関係の法改正が行われ、実際の運用も始まることにより、また新たな人権問題が発生するかもしれないため、この質問内容で確定するという事でもないと思われるが、何かご意見はあるか。

委員

小さなことではあるが、選択肢の1と2を感染者本人と家族で分けることに特別な意味がある訳ではないのであれば、8と同様に1つの選択肢にまとめてはどうかと思う。

また、問11に戻ってしまうが、先程のハンセン病の説明に関して、ここでは病気への偏見を持たれないようにすることを重視した方がよいかと思うので、私は現在の説明のままではよいのではないかと考えている。

会長

ご意見に感謝する。ハンセン病については、先程のご意見にもあったが、どのような視点からこの質問を設けているのかということとの関連性を考えた説明とする必要があるということである。

問12については、感染者本人と家族とで選択肢を分けたことに何か理由はあるのか。

事務局

その点については特段の理由はないため、ご指摘のとおり選択肢を1つにまとめるということも検討させていただきたい。

会長

それでは、この件も事務局で引き取っていただくということをお願いする。

次は問14から問16、犯罪被害者、LGBT、それからインターネット上の人権侵害に関する質問であるが、問14と問16は従来と同様の質問が設けられている。

問15については、LGBTに関する質問ということで、新たに注釈の追加等を行っているが、この質問について何かご意見はあるか。

委員

私も詳しい訳ではないが、今はLGBTQなど、LGBT以外にも多くのアルファベットを使った表記がされていることがある。そうした新たな表記をどこまで含めるのか。Qぐらいまでは含めるということでもよいのか。

事務局

その点に関しては、私どもも啓発媒体等でどのように表現するか、常に悩んでいるところである。

最近ではQは「クエスチョニング (Questioning)」以外に「クィア (Queer)」という違う意味もあるという話があったり、Q以外にもXで「Xジェンダー (X-gender)」、Aで「アセクシュアル (Asexual)」等、非常に多くの表現があり、またその使い方も必ずしも統一的な見解があるものではないため、そうした状況も踏まえて、今回は代表的な表現である「LGBT」に「など」という文言を付けることにより、LGBT以外の様々な表現も含まれているという余韻を持たせたつもりである。

ただ、「Q」に関してはご指摘のとおり、最近様々な場面で使用されているのを見かけることが増えていると思われるので、その辺りの状況も踏まえて、再考させていただきたい。

会長

どこまでの表記を含めるかというのは、なかなか難しい問題である。同じアルファベット

の表記といっても、性的指向と性自認の視点から見ると全く意味が違うということもあるし、やはり最後には「など」を付けざるを得ないとも思うが、もう少し事務局で検討していただくということで、これも預からせていただくということでよいか。

事務局

様々な例を見ながら、もう一度表現を検討させていただく。

会長

次の問16については、SNSに関する注釈を追加するということでよかったか。

事務局

事務局からの資料説明の中で申し上げたような内容の注釈を追加したいと考えている。

会長

問14から問16までの質問について、他にご意見はないか。

それでは、次の「同和問題についての考え方」の問17から問22までの質問について、これは一つにまとめて議論いただいた方がよいと思われるが、大きな変更点としては、法務省が行った部落差別解消推進法に基づく意識調査との比較を行うため、問18から問20までの質問を追加したということがある。他にも一部の文言の修正を行ったという話もあったが、ご意見はいかがか。

委員

問18の「インターネット上での人権侵害事例を見たことがありますか」という質問について、これは法務省調査の質問と同じものであると思うが、(2)の選択肢の中に「悪口」という文言がある。

最近発生したインターネット上での差別書き込みの事例を見ると、書き込みの内容に問題があると思わずに接している人もいるので、この質問の「人権侵害」や「悪口」という表現は削除するか、別の表現に変えた方がよいのではないか。人権侵害にあたる情報であっても、そうと知らずに見た人は「見たことがない」と回答することもあると思われる。

会長

今のご意見については、どのように考えているのか。

事務局

問18については、法務省の部落差別解消推進法第6条に基づく一般国民を対象とした意識調査の質問と同様の表現を使用しているものであるが、今のご意見の趣旨は、人権侵害

にあたると思わずにインターネット上の情報を見ている人が、そうと知らずに情報を拡散させ、結果的に人権侵害に加担しているような事例も想定して、別の表現に改めてはどうかということであるのか。

委員

その通りである。人権侵害と思わずに情報に接している人がいると思うので、そうした人をどのようにして把握するのかというのが少し気になった。おそらく、同じ情報であっても、人権侵害と思う人と思わない人では、回答に差があるのではないかと。

委員

今のご意見に関して、「悪口」という文言を日常生活でよく言われるような「悪口」のニュアンスで捉えられると、確かに質問の意図が伝わりにくいこともあると思われるので、例えば「誹謗中傷」といった言葉に変えるという方法もあるかと思う。

なお、法務省調査との関連ということで言わせていただくと、法務省調査の報告書では「誹謗中傷」という言葉はよく使われていたと記憶している。

会長

今のご意見については、いかがか。

委員

大抵の人にはこの表現でも意図が伝わるのだと思うが、何か少し配慮した方がよいのではないかと考えている。

会長

今のご意見に関連して、あるいは他の点からでも構わないが、この質問に関して他にご指摘等はないか。

それでは、法務省調査で使われている文言も踏まえて、質問の表現については、回答者の立場に立った時にどのような文言を使うことがより望ましいかを検討いただくということでもよろしいか。

事務局

先程の「人権侵害事例」に関するご意見については、「人権侵害と思わずに」というお話があったが、この調査は「人権」に関する意識調査であり、「人権侵害」ということを意識して質問を設けないと調査自体の意義が混乱するおそれもあるため、「人権侵害事例」という表現を使用したいと考えている。

会長

調査する側の立場としては、この質問の趣旨として、「人権侵害事例」ということを浮き彫りにしていきたいということであるか。

事務局

その通りである。

会長

それでは、今の事務局の説明の趣旨をご了解いただいた上で、いただいたご意見も踏まえ、最終的どのような表現とするかを詰めていただきたい。

問17から問22に関して、他に何かご意見はあるか。それでは、次の問23から問26までの「人権の尊重や侵害についての考え方」について、ここは従来どおりの質問であると思うが、何か新たに追加する点や、文言を見直す必要があるのではないかといったご意見はあるか。

委員

問23で「友引」という言葉が使われているが、これには少し注釈を付けた方が、外国籍の方には分かりやすくなるのではないかと思った。

会長

問23は前回の会議でも議論となっていて、アの結婚差別に関する質問だけを残すこととしていたが、それだけを残すのは収まりが悪いということもあって、今回もう一度そのまま質問を設けることとしたものである。

確かに、外国籍の方には友引と言われても何のことかが分からないということあると思われるので、説明内容も含めてどうするのがよいか。

事務局

今のご意見に関連して、少し補足をさせていただく。前回の調査では、外国語の翻訳調査票には「友引」に関する注釈をそれぞれの言語で記載していた。ただし、日本語の調査票ではそうした注釈は記載していなかった。

会長

翻訳調査票を作成する際には、注釈を入れるということか。

事務局

外国籍の方だけでなく、若い人でも友引が分からないということもあり得ると思われる

ため、基本的には注釈を付けるということで検討したい。

会長

それでは、若い人向けということも考えて、注釈を付けるということをお願いしたい。

事務局

問23については、先程の説明ではこの質問を残すこと自体についてもご意見を伺いたいと申し上げたが、友引に関する質問も含めて、この質問は全て残すということによろしいか。

会長

今の点について、特にご異論はないか。最近では若い人を対象にアンケート調査を行うと、こうした部分に拘る人も結構いるということで、人権や科学だけではなく、宗教観や習俗といったものも含まれているのかもしれないが、やはり広い意味で人権に関わるものということで、この質問は継続するとういことをご了解いただけるか。

概ね同意をいただいていると思われるので、そのように取り扱わせていただく。

それでは、次の「人権啓発について」の問25および問26であるが、ここについては特にご意見はないか。

そうすると、最後の「人権が尊重される社会の実現に向けての考え方」の問27であるが、この質問について何かご意見はあるか。今回は(2)として、「なりゆきにまかせる」と回答した人にその理由を尋ねる質問が追加されているが、いかがか。

前回の調査では、若い世代の中でこの「なりゆきにまかせる」と回答する人が多くなっており、人権に対する関心が以前ほど高くないのではないかという懸念があることもあって、こうした質問を設けようということになったと思うが、何かご意見はあるか。

委員

話が戻ってしまい申し訳ないが、先程の問23の祭り等の神事に関する考え方を聞く質問について、この神事というのは宗教行事であり、宗教も多様化する中、大きな意味では宗教による差別の問題もあるかと思う。質問としては大きく内容が変わってしまうかもしれないが、この神事というところで宗教の問題をいかに取り扱うかということは、どう考えればよいのか。

会長

宗教の視点から見た質問ということであれば宗教観の問題も出てくるが、この質問は必ずしも宗教のことのみに取り上げているものではなく、日本ではこうした神事等において、多くの場合で女性の参加に関する問題が存在する。宗教差別に関しては、世界では宗教間の

対立とも複雑に関わりのある女子差別問題も生じているが、日本におけるこのような事例の場合は少し事情や背景が違うのかなと感じている。

委員

この質問はどちらかと言えば、女性差別の観点から設けられたものと考えればよいか。

会長

実際の状況としては、日本では女性差別的な問題がまだ多く残っていると考えている。

ただ、今回この問23のアからウの質問をそのまま残したのは、前回の会議ではアの結婚差別に関する問題だけは残してほしいとのご意見があったが、問23は根拠のない風習や迷信が人権侵害につながるという問題を意識して設けられているものであったため、アだけではこうした質問の趣旨の全容が分かりにくいという意味からであると考えている。

性や宗教など、特定の問題を対象とした差別であると分かりやすいが、そうではなく日常生活で知らず知らずのうちに行っていることが実は差別につながる問題をはらんでいるという気付きのような意味が、この質問には含まれていたのではないか。そうした問題が部落差別にもつながるものである、ということも調査開始当初にはあったように思われる。

このような問題を意識調査の中で取り上げ、その結果をどのように活かしていくかということは施策の中で考えていく必要があるが、この質問は他県の調査ではあまり見られない滋賀県の意識調査の特色の一つであると見てよいのではないかと考えている。

事務局

お見込みのとおり、この質問は日常生活の中で普通に受け入れられている様々な言動であっても、それが人権問題に関わる可能性があるということを意識して設けているものであり、調査開始当初から継続して設けている質問の一つである。

そうした意味で、この質問は宗教に関する差別について尋ねているのではなく、あくまでも女性に関する差別を念頭に置いた日常生活での一定の考え方への意識を尋ねている質問であるため、事務局としてはこの内容のままとさせていただきたいと考えている。

会長

ただ今の説明に関しては、ご了解いただけたか。文言等、他の問題も何かあれば、またご指摘をいただきたい。

それでは、本日の議事全体を通して、何か言い忘れたことや、もう少しこのように考えるべきではないかといったご意見があれば、後で事務局にメール等でお知らせいただくと、次回の会議までに少しやり取りができると思うので、事務局としてもそれで構わないか。

事務局

おっしゃるとおり、本日事務局から説明させていただいた内容に関して、このように考えればどうかといったご意見をメール等でお知らせいただければ、次回の会議までに回答させていただくようにしたい。

会長

それでは、また何かご意見があれば、事務局までお知らせいただければと思う。

長時間の議論となったが、本日はもう一つ「その他」として、新型コロナウイルス感染症に関する人権侵害等にかかる県の取組についての報告があるということであるので、説明をお願いします。

その他（報告事項）

新型コロナウイルス感染症に関する人権侵害等にかかる県の取組について

<資料2に基づき、事務局より説明>

会長

ただ今の事務局からの説明に関して、何かご意見やご質問等はあるか。

特にないようであれば、本日の議事はここで終了ということで、ご意見があれば引き続き事務局にお寄せいただくこととして、事務局に進行を引き継がせていただく。

（閉会）